

# 過誤申立の手続きについて

## 1. 手続きの概要

- (1) サービス事業所は「請求明細書・給付管理票返戻(保留)一覧表」にて請求明細書が、返戻(保留)でないことを確認して、利用者の保険者又は福祉事務所に過誤申立を依頼してください。

※藤井寺市介護保険被保険者の方の場合は、**高齢介護課**

〒583-8583 藤井寺市岡1丁目1番1号 藤井寺市福祉部高齢介護課  
総務担当 ☎072-939-1164

※40歳～65歳未満で、藤井寺市にて生活保護受給中の方の場合は、**生活支援課**

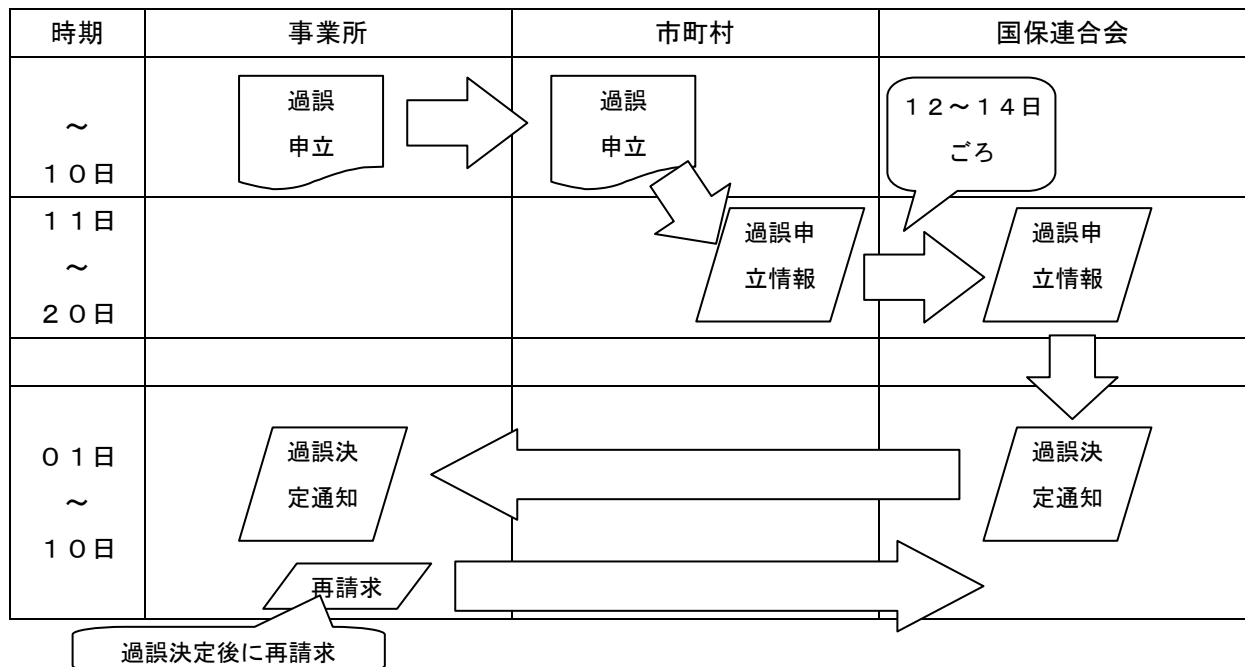
〒583-8583 藤井寺市岡1丁目1番1号 藤井寺市福祉部生活支援課  
☎072-939-1035

- (2) 保険者又は福祉事務所(以下「保険者等」という。)は「過誤申立書」を国保連合会に提出します。
- (3) 国保連合会は「過誤申立書」に基づき、当該給付実績の更新を行います。(この場合は削除により実績取下げをします。)
- (4) 支払済分との差額を求めます。(過誤差額調整)
- (5) 審査支払の通常分と合わせて支払額の調整を行います。
- (6) 調整結果を介護給付費過誤決定通知書で通知します。

## 2. 手続きの流れ

### ・「通常過誤」

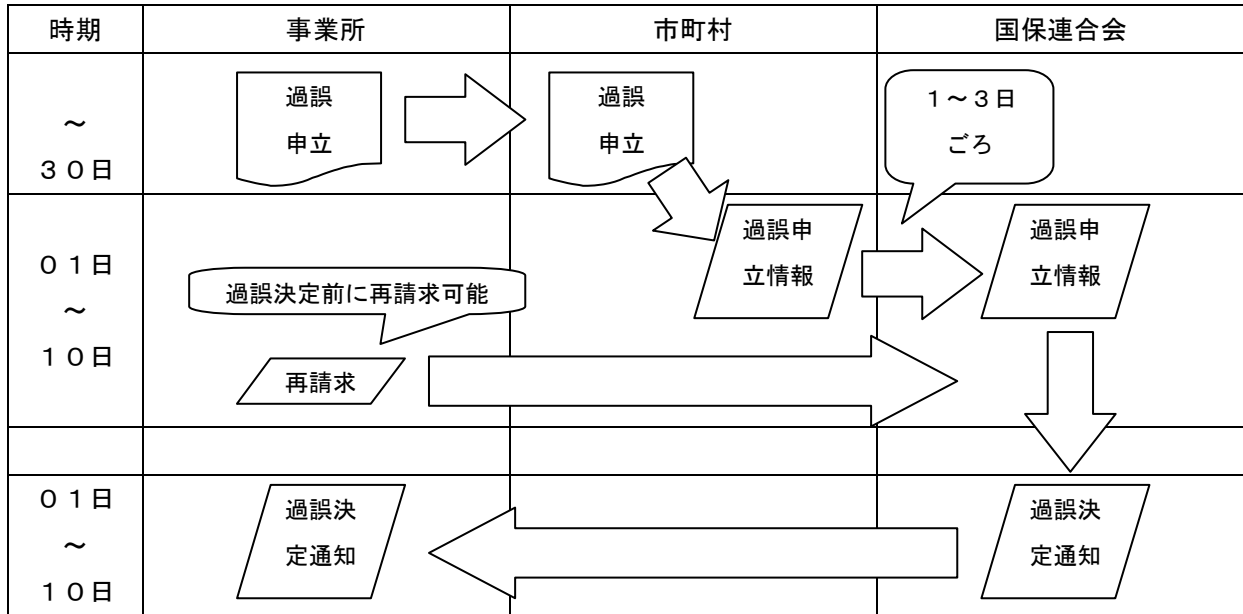
保険者等に過誤取下げの申立てをし、「介護給付費過誤決定通知書」を確認のうえ、再請求をしてください。



## ・「同月過誤」

過誤取下げと再請求を同一月内に処理することにより、差額のみ調整できる処理のことです。

- 注意：同月過誤取下げの申立の場合は、保険者等に、必ず《同月過誤取下げ》の旨を申し出てください。「介護給付費過誤決定通知書」を未確認のまま再請求することになりますので、過誤処理月より早く請求されますと重複請求で返戻になります。



### 3. 注意事項

事業所が過誤申立をする場合の過誤申立理由は、「02：請求誤りによる実績取下げ」「12：請求誤りによる実績取下げ（同月）」「11：台帳誤り修正による事業所申立の過誤調整」「42：適正化による過誤取下げ」「49：適正化による過誤取下げ（同月）」となります。

過誤処理の結果は、「介護給付費過誤決定通知書」に出力され、過誤事由は「過誤申立理由」欄に表示されます。

また、同月過誤取下げの申し出を依頼した過誤処理月に再請求されないと通常過誤と同じ取り扱いになり、支払決定額が過払いになった場合は、返納依頼をさせていただくことになります。

- 注意：過誤と給付管理票の修正は、同月にできませんので、ご注意願います。